

記

一、引下給料、即將復旧

一、量ノ多議ニテ協定セル一ヶ月二日ノ公休並ニ時間外労働手
當ノ上又給即時實施

七、事業主側ノ動靜

給料復旧要求ハ船員ノ總意ニララストシ問題ヲ輕視シ飽迄給
料復旧ヲ容認セザル意向ナリ

八、船員側ノ動靜

船員ハ平常通り就業中ナルモ本年五月ノ東京奥舟組合對東京
海友同志會ノ爭議解決協定ニタリ事項ヲ事業主側ハ種々ノ
口實ヲ設テ其實行ヲ回避スル為メ之ヲ機會ニ改組組合ノ改省ヲ
促スヘク態度極メラ強硬ナリ
右及申(通)報俟也

労務第二四五七席

昭和八年九月十五日

警視總監

藤沼庄平

事務大臣

山本達雄

長官殿

社

會

局

長

官

殿

稿一楠原組労働爭議ニ関スル件

(第二報)

要旨 本月九日午前、四時、労働資會見ニシテ交渉不期ニ終リタリ

標記、労働爭議其ノ後ノ状況左ノ通り

記

交渉状況

本月九日午前十時ヨリ芝區芝浦町一丁目東京海友同志會事
務所ニ於テ労働資會見セルノ事業主側ハ今末徳三郎、労働者
側代表高木源蔵(海友同志會常任)外一名労働者側代表